

自主的避難等対象区域（福島市）から母子のみで避難した申立人ら（父母及び未成年の子2名）について、平成25年10月から平成30年3月までの申立人子2名の甲状腺検査費用が賠償されたほか、平成27年3月までの避難交通費、家族間面会交通費、一時帰宅費用、避難雑費等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金3,805,891円の支払義務があることを認める。

### 第3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金1,280,000円を支払済みであることを確認する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら代理人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有

するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年1月21日

(仲介委員 近藤 健太)

## 別紙

項目		期間	金額 (円)
平成 23 年分			
精神的損害、生活費増加費用及び移動費用		平成 23 年 3 月 11 日から 平成 23 年 12 月末日まで	1,280,000
平成 24 年 1 月から平成 27 年 3 月分以降分			
避難費用	避難交通費	平成 24 年 4 月 1 日から 平成 24 年 4 月末日まで	60,300
	面会交通費及び 一時帰宅費用	平成 24 年 8 月 1 日から 平成 27 年 3 月末日まで	580,800
生活費増加費用	二重生活に伴う生活費 増加分	平成 24 年 4 月 1 日から 平成 25 年 4 月末日まで	390,000
避難雑費		平成 24 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月末日まで	1,356,000
平成 24 年 1 月から平成 27 年 3 月分合計			2,387,100
検査費用		平成 25 年 10 月 1 日から 平成 30 年 3 月末日まで	27,940
平成 23 年 3 月から平成 27 年 3 月分合計+検査費用			3,695,040
弁護士費用			110,851
合計			3,805,891
既払金			1,280,000
合計(既払金控除後)			2,525,891